

令和6年度 伊集院北中学校 体育・文化部活動規定

名 称 伊集院北中学校「体育・文化部活動」と称する。

第1条 部活動の目的

部活動は、正規の学習時間以外の課外活動として実施される。生徒・保護者の要望のもと、同好の者が相互の融和を図りながら、心身の鍛錬・技術の向上および学習内容の深化など、生徒の健全な心身・人間性豊かな情操を育成し、スポーツ競技、芸術への関心を深め、社会性と人間的な心情を養うことをめざしている。更に、そのことが正規の学習活動の意欲の向上および生徒指導に役立つものとして、心身の発達段階を考慮しながら、あくまでも教育的見地に立って運営されなければならない。

第2条 部 組 織

- (1) この部は伊集院北中体育・文化同好の参加生徒と顧問教師をもって行ない、指導体制が充分と認められた場合に設置し、設置は年度ごとに決定する。
- (2) 部活動の加入者は保護者の同意を必要とし、学級担任および部顧問の承諾を得なくてはならない。
- (3) この規定については、顧問会で審議決定し、運用していく。

第3条 顧問・指導者（コーチ）

- (1) 部には校長より委嘱された顧問教師（若干名）を置く。
- (2) 顧問は部活動における健康と安全管理に留意し、適切な指導助言を行なう。
- (3) 活動は顧問の指導のもとに行なうことを原則とするが、やむを得ないときは他の指導者が代行することができる。
- (4) 技術面で外部コーチを依頼する必要があるときは、顧問会に提起・協議し、校長の承認を得て、正式に校長の権限で依頼する。年間を通して活動してもらうことが望ましいが、大会等にコーチとしてベンチ入りさせる場合も、同じ措置をとる。

☆コーチ登録が必要な部【卓球・野球・男女テニス・男子バスケット】

第4条 部活動の実施（体育大会や文化祭前は16：45まで学級の時間）

- (1) 開始時刻は帰りの会終了後からとするが、学級活動・生徒会活動を優先させる。
- (2) 完全下校時刻

月	4月	5月～ 9月2週目	9月3週目～ 新人戦	新人戦～ 文化祭	文化祭～ 冬休み前	冬休み～ 1月	2月～ 学年末テスト	学年末テスト～ 3月
下校時刻	18:15	18:30	18:00	17:30	17:15	17:30	17:45	18:00

※ 11月末～1月中旬の間は終了時刻を臨機応変に対応する。

- (3) 大会等を控え、終了時刻が遅くなるときは、顧問より提案し、職員会に図り、決定する。
- (4) 練習時間は平日2時間程度、土日祝日3時間程度とする。
(6時間目カットの時17:30まで、B校時の時18:10までとする)
- (5) 顧問不在の場合は原則として活動しない。やむをえず活動するとき、顧問は教頭（校長）に届けて許可を得ること。
- (6) 実力テスト1日前・中間テスト3日前・期末テスト7日前より練習中止を原則とするが、その週内に大会がある場合は、必要最小限（1時間程度）の活動を申し出により例外を認める。
- (7) 長期休業中の部活動については、学校長の許可を得て、顧問の責任ある指導により実施する。（各部の練習予定日を取りまとめた計画表を作成し、配布する。練習時間は終日にわたらないよう午前・午後のいずれかとする。）
- (8) 早朝練習は、顧問がついた場合に限り、生徒の健康に充分配慮し、保護者の同意を得て実施する。
~~ランニングなどの自主練習はその限りではない。~~午前7時以降の登校・実施とする。テスト期間中、9月の体育大会前は禁止する。（7：10～7：50）
- (9) 部活動の合宿は原則として行わない。
- (10) 平日に1日（水曜日）、土日のどちらかに休養日を設ける。（土日が大会の場合、週明けに休養日を設ける）
- (11) 第3土曜日は原則として休養日とする。（翌日が大会の場合のみ、その週内に代替を確保し実施してもよい。）
- (12) 昼休みの活動は、~~自主練習とするが~~顧問の責任のもと実施する。その場合、他の生徒の遊ぶ場所の確保、安全に配慮する。
- (13) 卒部した3年生の練習参加について
 - ① 推薦入試で、実技がある場合 ⇒ 推薦委員会承認後、入試前日まで認める。
 - ② 一般入試で、実技がある場合 ⇒ 学年末テスト後、入試前日まで認める。
 - ③ 部活動で進路が決定している生徒 ⇒ 公立入試後の土日及び祝日のみ認める。~~（春休み不可）~~
一般の生徒は参加を認めない。
- (14) 春休み中の新入生の体験や見学は、原則として禁止する。

第5条 入部について

- (1) 新入生の入部については、全ての部において、4月当初は仮入部とし、それぞれの所属部において

充分に教育的配慮をしたうえで活動し、4月下旬からの規定に基づく手続き完了後、正式に入部を認める。（GW前後を目安に）

- (2) 2・3年生は継続活動であるが、年度ごとに入部手続きをする。
生徒入部届記入 → 担任が押印 → 生徒 → 部の顧問

第6条 転部・退部について

- (1) 3年間を通して、同一の部で活動することがのぞましいが、やむをえず転部・退部を希望する場合は、当該顧問・保護者・担任に相談し、了承を得て、規定の手続きをする。

第7条 部活動にかかわる経費

- (1) 部活動の経費は、体育・文化振興費をあてる。
(2) 各部において、部費が必要な場合は徴収できる。ただし、年度当初で保護者の承諾を得て会計を置き、徴収額を決定し適切に執行する。

第8条 対外競技等の参加について

- (1) 対外競技（競技会・練習試合等）については、学校の教育計画に基づいて参加させるものとし、次の点に留意する。
① 引率責任を明確にし、参加計画を事前に校長に届け出て承認を得る。
② 参加生徒名を明確にして、事前の健康状態を把握し、必ず保護者の承認を得ること。
③ 顧問は大会等の出場について、年間を見通し生徒・および顧問の過重にならないように計画的に精選し、参加する。

第9条 部活動生徒の心得

- (1) 礼儀正しくし、あいさつ等は、はきはきとする。（特に表彰時）
(2) 服装・身なりを正し、部活動生としての誇りある行動をする。
(3) 部室の使用は、部活動の時間だけとしそれ以外は施錠し、鍵は顧問が保管管理する。
(4) 部室の整理整頓に努め、月初めに大掃除を行い、顧問の点検を受ける。
(5) 下校時刻や早朝練習の終了時刻を守り、けじめある行動をする。
(6) 部の活動はキャプテンを中心に、協力しトラブルの発生防止につとめる。
(7) 必要に応じて、キャプテン会等を実施し、生徒会との連携を図る。
(8) 登下校の服装については、制服を原則とするが、平日の下校時においては各部で指定された服装で下校しても良い。休日は各部で指定された服装で登下校してもよい。
(9) 校則違反や、問題行動等があった場合は、該当する部の練習・対外試合等を自粛することもある。
(10) 部室の整理整頓、カギの管理など顧問で把握し、指導する。
（掃除用具については各部にほうき1本とちりとり1つ支給。その他のものは使用しない）

第10条 部活指導上の留意点

- (1) 具体的な活動計画を作成し、効率の良い活動を行うようにする。
(2) 顧問の指示以外の練習方法・内容等は安全上慎むよう指導を徹底する。
(3) 部活動前の健康観察・安全点検を行い、事故防止に留意する。
(4) 部員の心得について指導を徹底し、部活動を通じた人間形成を図る。

第11条 部活動中の事故災害対処および救済措置について

- (1) 事故発生の場合、軽重に関係なく顧問・養護教諭・校長（教頭）に届け出る。
(2) 学校教育活動内の事故の場合は、日本スポーツ振興センターから給付される。
(3) 県教育安全振興会子ども安全の部に加入する。（全生徒加入する）

第12条 部活動の休部について

- (1) 今後、生徒数の減少に伴い、教職員数も減少することから、部の新設は行わない。
(2) 下記のいずれかの場合、該当部活動は休部する。
① 個人種目の部で、2年連続新1年生の入部者数が若干名の場合は、2年目の中体連夏季大会終了をもって休部する。
② 1年生の入部者数が若干名で、次年度の新1年生の入部者数との合計が団体出場人数を満たしていない場合は、中体連夏季大会終了をもって休部とする。（合同チームで対応してもよい）
③ 学校長は、部活動の趣旨に反するような特別な理由がある場合、またはその他やむを得ない理由がある場合には、休部することがある。
(3) 休部中の部の活動再開については、十分な部員数と顧問の確保を条件とし、部活動顧問会の審議を経て学校長が判断する。

上記規定について、平成22年8月より実施

平成23年4月～ 終了時刻の変更

令和2年4月 活動時間、休養日挿入

令和3年2月 卒業生や新入生の練習参加・見学について挿入

令和6年4月 終了時刻の変更（完全下校時刻へ変更）